

## <押印の廃止に伴う調達様式の改正について>

日頃から、県の物品調達事務につきましてはご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

現在、県では、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、行政手続きにおける押印の見直しを行なっているところです。

つきましては、制限付き一般競争入札(物品購入等)にかかる申請手続きにおける押印を廃止することとし、別添のとおり、関係要領の改正を行いましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 主な改正点

制限付き一般競争入札(物品購入等)実施要領

調達様式第4号 「同等品承認願」

調達様式第5号 「応札品承認願」

調達様式第6号 「質問書」

調達様式第11号 「一般競争入札参加申請書」

中の申請者の印を削除する。

別添、「新旧対照表」のとおり

#### 2. 改正日

令和3年1月1日

**※令和3年1月1日以降の申請から適用となります。**

(現在公開中の入札を含む)

○要綱・様式

<http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/26/seigentsukiinyusatu.pdf>

長崎県出納局物品管理室

担当：浦川

TEL：095-895-2881